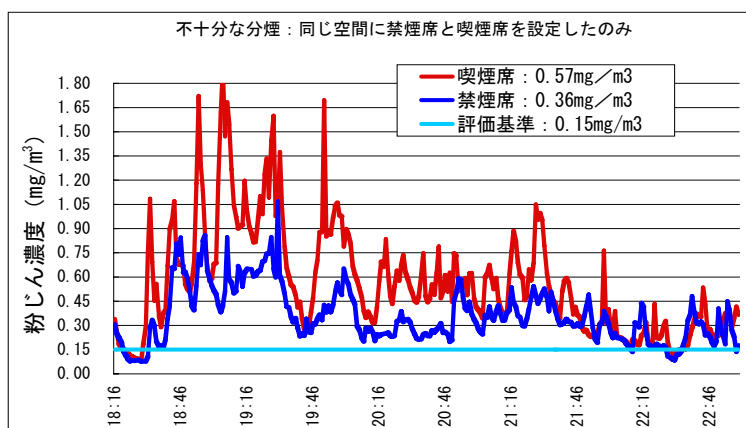


飲食店等のたばこの煙対策

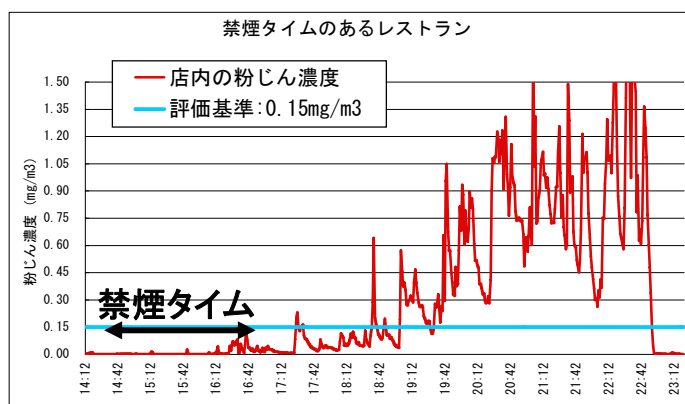
他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙による健康影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の症状だけでなく、肺がんや虚血性心疾患等のリスクの上昇を示す疫学的研究があります。また、小児では喘息、気管支炎といった呼吸器疾患と関連があると報告されています。

禁煙席と喫煙席が同じ部屋にあり空間がつながった分煙(不完全分煙)では、喫煙者が増えるとともにたばこ煙は禁煙席へと流れ、粉塵濃度は喫煙席に近づきます。

パーティションで席を分けただけでは受動喫煙は防止できません。



禁煙タイム以外は全ての席で受動喫煙が発生します。



施設の規模・構造、利用状況等は、各施設により様々であるため、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進める必要があります。

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、

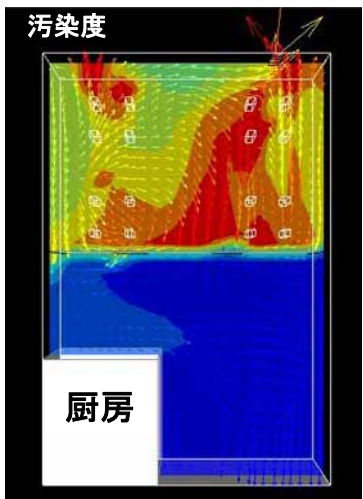
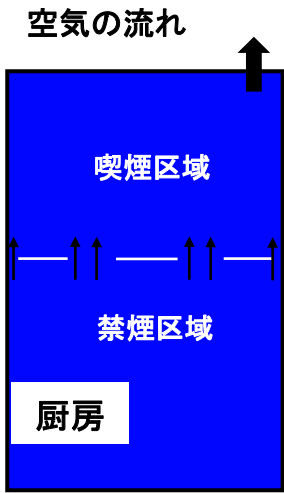
健康増進法
25
第 条

て、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<飲食店等に応用可能な分煙対策事例>

換気扇と透明パネルで分煙

店内は全席禁煙、喫煙室を設置



<分煙対策のアピール例>

例:「素材と空気にこだわるお店です」
 「当店は空気が美味しくなりました」
 「当店の空気は、お子さんや、妊婦産も安心です」

※このリーフレットは厚生科学研究の一環として行われた調査・研究をもとに作成いたしました。
 (主任研究者:大和 浩/産業医科大学産業生態科学研究所教授)
 なお、分煙対策の事例については、下記のホームページに掲載して行く予定です。
<http://www.tobacco-control.jp>